

協議第12号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年2月28日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

地域審議会の取扱いについて
市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、 合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。 設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	地域審議会の取扱い	細項目	企画部会	分科会名	企画分科会										
事務事業名		専門部会名													
調整方針	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。														
地域審議会の設置に関する事項															
(設置)	1 合併後、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項(昭和40年3月29日法律第6号)の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という)を置く。		(任期)	7 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 8 委員は再任することができる。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西条地区地域審議会</td> <td>合併前の西条市の区域</td> </tr> <tr> <td>東予地区地域審議会</td> <td>合併前の東予市の区域</td> </tr> <tr> <td>丹原地区地域審議会</td> <td>合併前の丹原町の区域</td> </tr> <tr> <td>小松地区地域審議会</td> <td>合併前の小松町の区域</td> </tr> </tbody> </table>		名称	設置区域	西条地区地域審議会	合併前の西条市の区域	東予地区地域審議会	合併前の東予市の区域	丹原地区地域審議会	合併前の丹原町の区域	小松地区地域審議会	合併前の小松町の区域	(会長及び副会長)	9 各審議会に会長1名及び副会長1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。 10 会長は会務を総理し、審議会を代表する。 11 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。	
名称	設置区域														
西条地区地域審議会	合併前の西条市の区域														
東予地区地域審議会	合併前の東予市の区域														
丹原地区地域審議会	合併前の丹原町の区域														
小松地区地域審議会	合併前の小松町の区域														
(設置期間)	2 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。 3 ただし、必要があるときは期間を延長することができる。		(会議)	12 審議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集する。 13 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。 14 会長が、会議の議長となる。 15 委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 16 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 17 原則公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、出席委員の半数以上の賛成をもって非公開とすることができる。											
(所掌事務)	3 審議会は、新市の設置区域ごとに、市長の諮問に 3 応じて、当該区域に係る次の事項を審議し、答申する。 (1) 新市建設計画の変更に関する事項 (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項 (3) その他市長が必要と認める事項 4 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。		(意見の聴取等)	18 会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。											
(組織)	5 審議会は、各々委員15名以内で組織する。 6 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1) 公共的団体の役員 (2) 学識経験を有する者		(庶務)	19 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。											
			(雑則)	20 このほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。											

地域審議会に関する主な法令

○ 地方自治法(昭和22年法律第67号)

(委員会・委員の設置)

第138条の4

(第1項、第2項 省略)

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の付属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。
(後略)

○ 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条

(第1項～第8項 省略)

- 9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。
(第10項 省略)

(地域審議会)

- 第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併関係市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。
- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
 - 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
 - 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

先例地の事例

〔合併市町村〕

岩手県大船渡市

平成13年11月15日、三陸町を編入(吸収)合併

旧三陸町の区域を対象に設置

〔合併協議会〕

熊本県中球磨5か町村合併協議会(免田町・上村・岡原村・須恵村・深田村)

平成15年4月1日、新設(対等)合併の予定

旧町村の区域ごとに設置

新居浜市・別子山村合併協議会

平成15年4月1日、別子山村を編入(吸収)合併の予定

別子山村の区域を対象に設置

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

平成15年4月21日、新設(対等)合併の予定

旧市町の区域ごとに設置

宇摩合併協議会(川之江市・伊予三島市・土居町・新宮村)

平成16年4月1日、新設(対等)合併の予定

土居町、新宮村の区域を対象に設置

南宇和合併協議会(内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町)

平成16年10月1日、新設(対等)合併の予定

旧町村の区域ごとに設置